

# 令和6年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領

那覇市上下水道局が令和6年度に発注する「**漏水調査業務**」の競争入札に参加を希望される方は、次により申請書類等をご提出ください。

## 1 資格要件（※基準日は令和5年12月1日とする）

本局の競争入札に参加を希望する者は、次の（1）から（8）のすべての要件を満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2） 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。  
（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- （3） 雇用保険に加入していること。  
（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- （4） 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （5） 本店の所在地が本島内であること。又は那覇市内に支店・営業所等があること。
- （6） 漏水調査に関する実務経験を7年以上有する技術者が在職していること。
- （7） 次に掲げる機材類を準備できること。

所有すべき機材類	リースを可とする機材類
・漏水探知器 ・鉄管探知器 ・音聴棒 ・残留塩素試薬（DPD試薬） ・消火栓水圧計	・仕切弁キー ・止水栓キー ・ボーリングバー ・ハンマードリル

- （8） 本市の市税納税義務者にあつては、その市税に滞納がないこと。

## 2 受付期間（市内・市外・県外業者）

**令和5年12月4日（月）～15日（金）【当日消印有効】**

**※市内・市外・県外業者の受付期間を区分せず、同一の期間とします。**

## 3 提出方法

**※郵送での申請のみとなります。（窓口持参不可）**

**※申請後の提出書類等（CD-R・CD-RWを含む）は返却いたしません。予めご了承ください。**

**以下の方法により、郵送で提出してください。**

- ① 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。（書留類・レターパック・宅配便等）

※申請書類等の到着確認等の問い合わせについては対応できません。ご了承ください。

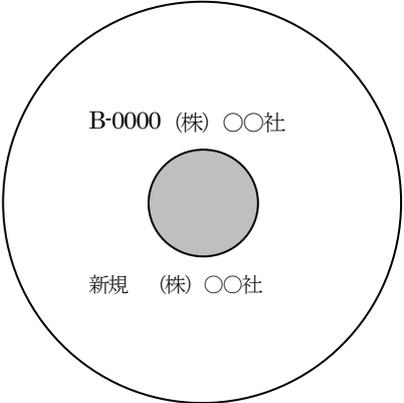
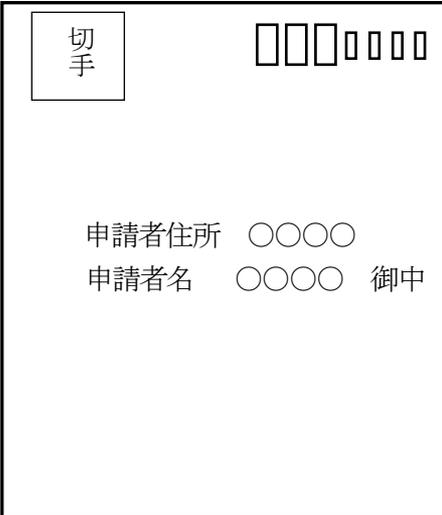
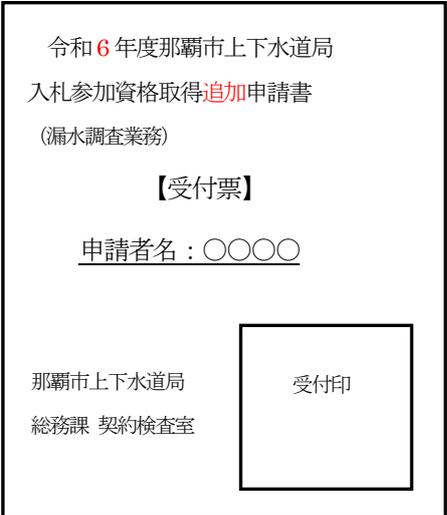
また、未到着等のトラブルにつきましては、本局において一切責任を負いませんのでご了承ください。

- ② 郵便物に『入札参加資格取得申請書在中』と朱書きしてください。

提出用のCD-R（もしくはCD-RW）については、1業者のデータのみ保存し、CD-R（CD-RW）の表面に業者番号・商号を必ず記載してください。テプラ等の使用可。（新規申請の場合は番号が付番されていないため、商号の前に「新規」と記載。）（図参照）

【CD-R（CD-RW）表面記載例】

[受付票見本]

	(表)	はがき見本	(裏)
			

- ③ 受付票（はがき）の必要な方は、指定した様式のとおり作成し、必要事項を記入の上、受付票（はがき）を提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。（申請者の郵便番号・住所・会社名等宛先を必ず記入してください。）はがきの様式については上記の図を参照のうえ、作成してください。（受付票が必要ない方は添付する必要はありません。）

受付したことのみを通知する内容となります。（受付印の押印のみ）

なお、書類不備の場合、受付できない場合があります。

※はがきの添付がない場合、切手を貼っていない場合は対応できません。

- ④ 提出ファイルについて

提出書類は別紙『漏水調査業務の申請書類一覧』の注意事項のとおり申請書類等を綴り、表紙、背表紙に「令和6年度 入札参加資格取得追加申請書（漏水調査業務）」、「業者番号（那覇市の登録番号）」及び「商号」等を記入してください。（「ファイルのつくり方」参照）

※複数の業者の入札参加資格取得申請書をまとめて送付する場合、下記までお問い合わせください。

#### 4 送付先及び問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号  
 那覇市上下水道局 総務課 契約検査室  
 電話 (098) - 941-7809 午前9時から午後5時まで  
 (正午～13時、土曜日、日曜日、祝日は除く)

#### 5 提出書類等

※申請後の以下提出書類等は返却いたしません。

※提出書類等は、下記No.00「漏水調査業務の申請書類一覧」の「申請者確認欄」をチェックし、全て揃っているか確認してください。

No.	提出書類等	説明
00	漏水調査業務の申請書類一覧	・申請者確認欄をチェック後、ファイルの表紙の内側に貼ること。
1	入札参加資格取得申請書 (申請書様式データ)	・令和5年12月1日現在の状況を記入してください。 ・申請書様式データへ入力しCD-R (もしくはCD-RW) へ保存した申請書を印刷。 ・2部印刷し、1部を提出 (内容について問い合わせする場合がありますので、1部は確認用に保管してください)。 ・用紙サイズはA4。片面印刷。
2	入札参加資格取得申請概要(その1)	・申請書様式データ
3	入札参加資格取得申請概要(その2)	・申請書様式データ
4	法人は登記簿 (履歴事項全部証明書) 謄本 (写し可)	・現在事項全部証明書は不可
	個人事業者は代表者の身分証明書及び登記されていない旨の証明書 (写し可)	・身分証明書は本籍地、登記されていない証明は東京法務局発行 (地方法務局にて申請)
5	印鑑証明書 (原本)	-
6	営業証明書 (本店が市外で市内に営業所を有する者) (写し可)	・那覇市役所市民税課発行
7	委任状・使用印鑑届 (局様式5) (原本) ※独自様式も可	・県外及び県内離島事業者で、年間を通じ市内の営業所に契約事務等を委任する場合 ※委任期間、委任日を記入してください。 ※実印と使用印の両方の押印が必要です。 ※法人の場合は、会社名及び役職名の記載がある印を押印して下さい (個人の印は使用できません)。
8	業者カード (県様式)	・希望業種内容

9	営業の沿革(局様式1)	-
10	漏水調査実績調書(局様式2)	・直前2年度分(年度は各事業者の会計年度で可)
11	技術者総括表(申請書様式データ)	・令和5年12月1日現在で在籍する常勤の技術者。
12	技術者の略歴書(局様式3)	※綴り方は、技術者総括表の順番の技術者ごとにつづること。
13	財務諸表(写し可)	・直前2年度分(年度は各事業者の会計年度による)
14	労働保険証明書(労災のみは不可) (写し可) もしくは労働保険概算・確定申告書及び保険料納付の領収書証(写し可)	・労働基準監督署又は公共職業安定所発行のもの。適用除外者は除く。
15	健康保険(又は健康保険組合)・厚生年金(加入・納入)証明書 ※令和5年9月分まで未納がないことの証明書(写し可)	・健康保険(又は健康保険組合)・厚生年金保険に加入しているが、(加入・納入)証明書の発行ができない場合は令和5年4月～9月分の保険料の領収書の写しを提出(証明書の発行ができない場合に限る)。 ※労働者を1人も雇用していないため適用が除外されている場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書(様式自由)」を提出。
16	市税納税証明書(滞納のない証明書) ※那覇市市民税課発行(写し可)	・那覇市内に本店又は支店等を有する事業者のみ提出
17	国税納税証明書(法人税・消費税等) (写し可)	・未納税額がないことの証明書。 法人事業者:様式その3の3 個人事業者:様式その3の2
18	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	・令和5年7月1日現在の被保険者を雇用の規模の人数として数える(7月2日以降に退職している従業員も人数に入るので、削除しないこと)。 ・標準報酬決定通知書は、氏名、生年月日、適用年月日が確認できる状態で提出すること(報酬額以外は墨消し不可)。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は、雇用保険被保険者証の写し。 ・事業主のみ又は家族従業員のみで従事しており、雇用保険に加入していない場合は、確定申告書の写し(専従者の氏名欄で確認)。 ・後期高齢者を雇用している場合は、後期高齢者医療被保険者証の写し+厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ。 ※後期高齢者の人数も雇用の規模に含まれます。
19	漏水調査用機械器具一覧表(局様式4)	-
20	事業所所在地位置図及び写真(局様式6)(局様式	・本店及び那覇市内に営業所等のある場合は、それぞれ

	7)	提出。 ※写真は、提出日前3ヶ月以内に撮影したもの (写真データを様式に印刷したものでも鮮明であれば可)。 ※外観と室内を写したカラー写真であること(看板が見えるように建物全体を写したもの。看板が確認しづらい場合は看板の部分を拡大して写した写真も必要。室内の写真は机、事務機器等の配置が分かるもの)。
21	資本・人的関係届出書 申請書様式データと一緒に CD-R (もしくは CD-RW) へ保存。	・本局様式(別紙)へ入力し CD-R (もしくは CD-RW) へ保存した届出書を印刷。 ※CD-R (CD-RW) に業者番号(新規申請の場合は「新規」と記載)と商号を記入してください。 (例) B-〇〇〇〇△△△△資本人的関係届出書(漏水調査業務).xlsx (〇〇〇〇は業者番号、△△△△は業者名)
22	受付票(はがき:必要な方のみ)	・受付印が必要な方のみ(※受付印が不要の場合は必要ありません)。 ・2ページの「はがき見本」を参照のうえ作成してください。 ※はがきには必ず切手を貼ってください。切手が無い場合、住所等必要事項の記載が無い場合は対応できません(官製はがきは切手不要)。 ※提出ファイル(表紙の裏面内側)にクリップ止めてください。
※	CD-R もしくは CD-RW(申請書様式データ入力保存済み) No. 21 資本・人的関係届出書と一緒に CD-R (もしくは CD-RW) へ保存。	※CD-R (CD-RW) に業者番号(新規申請の場合は「新規」と記載)と商号を記入してください。 ※1事業者ごとにひとつ
※	返信用封筒(84円切手貼付、宛先記入)	※提出ファイル(表紙の裏面内側)にクリップ止めてください。

### ※注意事項

- ① 申請書様式データと No. 21 資本・人的関係届出書を CD-R (もしくは CD-RW) に保存してください。
- ② 提出書類の各証明書は、令和5年9月1日以降に発行されたものを提出してください。  
ただし、商号等記載事項に変更等がある場合は、最新のものを提出してください。
- ③ 委任状・使用印鑑届は県外・県内離島事業者に限ります。
- ④ ファイルはピンク色を使用してください。
- ⑤ 申請書類は上記番号順に綴ること。
- ⑥ 個人事業者に関しては、1. 本籍地の市町村が発行する「身分証明書」と2. 東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明)の2種類が必要となります。  
東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局

へお問い合わせください。

- ⑦ 書類の不備がないよう、十分確認したうえで提出してください。インデックスの貼り忘れ、ファイルに綴っていない場合も書類不備となり、受付できない場合があります。郵送する前に再度確認してください。
- ⑧ 提出された申請書等に訂正がある場合には確認に時間を要します。早めの提出をお願いします。

## 6 その他

- (1) 申請書類等のほか、資格審査結果通知書発送用の返信用封筒(84円切手1枚を貼り、宛先を記載すること。)と一緒に提出してください。
- (2) 入札参加資格を申請したものが次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録が行われないか、又は、資格の登録を取り消すことがあります。
  - ① 当該申請書類中(添付書類含む。)について、虚偽の記載をしたか、又は、重要な事項について記載しなかったとき。
  - ② 審査のための実態調査に応じないとき。
  - ③ 審査の途中又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

※本店(営業所)確認の基準は次のとおりです。

- ア. 看板が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が住居兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- イ. 本局からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
- ウ. 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
- エ. 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
- オ. 登記簿謄本に記載されていること。(法人に限る。)

## 7 入札参加資格の有効期間など

登録の日から**令和7年3月31日まで**とする。ただし、有効期間の満了の日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまで引き続き有効とします。

※合格通知発送は、**令和6年3月末**の予定です。

なお、結果に対する異議申し立ては、総務課 契約検査室(TEL 941-7809)で結果通知の日から30日以内に限り受け付けます。

### 入札参加資格取得申請書変更届書について

入札参加資格取得申請書提出後に次の事項に変更があるときは、「入札参加資格取得申請書変更届書」に必要書類を添付のうえ**速やかに**提出してください。

なお、各変更事項の添付書類については、変更届の裏面を参照してください。

※変更届を提出する場合は、必ず業者番号を記入してください。

- |                   |             |                  |
|-------------------|-------------|------------------|
| ①商号又は名称           | ②代表者        | ③代理人             |
| ④資本金              | ⑤所在地        | ⑥電話・FAX番号        |
| ⑦実印               | ⑧使用印        | ⑨業者登録更新          |
| ⑩技術職員(資格の取得・更新含む) |             | ⑪事業の承継願          |
| ⑫廃業               | ⑬その他(役員変更等) | ⑭ <b>資本・人的関係</b> |

変更届の掲載場所は、以下のとおりです。

那覇市上下水道局ホームページ ⇒ 「事業者の方へ」 ⇒ 「事業者の方へ」 ⇒ 「契約情報」 ⇒ 「入札参加資格取得申請について」の 入札参加資格取得申請書変更届書 を参照。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/business/business2/keiyakujyohou.html>

変更届の控が必要な場合は、変更届の写し又は受付票も提出してください。